

## 西村あさひ法律事務所

## 韓国の重大災害処罰法違反で初の実刑判決／改正公益通報者保護法施行から 1 年—内部通報制度の実務における今後の課題

危機管理ニューズレター

2023 年 6 月 30 日号

執筆者:

[E-mail](#) 木目田 裕[E-mail](#) 大賀 朋貴[E-mail](#) 船越 涼介[E-mail](#) 宮本 聡[E-mail](#) 西田 朝輝[E-mail](#) 松本 佳子[E-mail](#) 梅澤 周平[E-mail](#) 澤井 雅登[E-mail](#) 堤 直久

## 目次

- I 韓国の重大災害処罰法違反で初の実刑判決／大賀 朋貴
- II 改正公益通報者保護法施行から 1 年—内部通報制度の実務における今後の課題／船越 涼介、堤 直久
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平、澤井 雅登

## I 韓国の重大災害処罰法違反で初の実刑判決

執筆者: 大賀 朋貴

韓国では 2022 年 1 月 27 日から、(労働現場における安全確保を目的とする産業安全保健法と異なり)経営の次元において安全保健管理体制を構築させることを目的とした重大災害処罰等に関する法律が施行されています(同法の詳細については、[アジアニューズレター-2022 年 5 月 9 日号](#)(「韓国: 重大災害処罰法の施行に伴う対応」)をご参照ください。)

現在までに同法違反の嫌疑で 15 件が送検され、うち 14 件について起訴がなされていたところ、初の判決として、2023 年 4 月 6 日、工事現場で下請会社の従業員が墜落死した事故につき、元請会社の代表者に懲役 1 年 6 月・執行猶予 3 年、元請会社に 3000 万ウォン(300 万円相当)の罰金を科す一審判決が下されました。また、同月 26 日には、2 件目として、同じく下請会社従業員の死亡事故につき、元請会社の代表者に懲役 1 年の実刑、元請会社に 1 億ウォン(1000 万円相当)の罰金を科す一審判決が下されました。

上記の 2 件とも下請会社の従業員の事故に関して元請会社の代表者に刑事罰が下されています。残り 13 件の送検事案中 8 件においても、下請会社でなく元請会社の代表者が対象となっています。また、安全保健に関する業務を担当する最高安全保健責任者(CSO)を置いている会社においても代表者が起訴されている事案や、グループ会社の会長が起訴されている事案もあるとのことです。これらからは、安全保健管理体制の構築・運用に対する実質的な最終決定権者に対して責任を追及しようとする捜査機関の意図が窺われます。

なお、重大災害処罰法については、刑事罰が科されうるにもかかわらず安全保健確保義務の具体的な内容が明確でないなどの批判があるところ、韓国の雇用労働部(日本の厚生労働省に相当)は、2023 年 1 月 11 日、重大災害処罰法令改善タスクフォースを立ち上げ、処罰要件の明確化や、重大災害事故が減少していないことに対する対策等を含む同法及び同法施行令の改善案の検討をさせています。タスクフォースの活動は当初予定されていた本年 6 月中には終わらない見込みであると報道されていますが、韓国でビジネスを展開している本邦企業においては、実際の摘発・処罰事例の分析に加え、タスクフォースの動向にも引き続き注視をする必要があるものと思われます。

## II 改正公益通報者保護法施行から 1 年—内部通報制度の実務における今後の課題

執筆者: 船越 涼介、堤 直久

改正公益通報者保護法が 2022 年 6 月 1 日に施行されてから、早 1 年が経過しました。

改正法に基づき、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号)及び「公益通報者保護法に基づく指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)の解説」が定められ、各事業者においては、これらの指針及び指針の解説を踏まえ、改正法に対応して、内部公益通報対応体制の整備、公益通報対応業務従事者の指定等、内部通報制度の更なる整備が行われました。

他方で、一見して同様の対応が講じられているようであるにもかかわらず、通報件数に変化がなかったり伸び悩んでいる事業者もあれば、通報件数が急増している事業者もあります。

通報件数が増えない事業者の課題としては、内部通報制度に対する役職員の信頼を高めることが挙げられます。通報者の探索(通報者を特定しようとする行為)及び不利益な取扱いを防止し、役職員が安心して通報・相談できるようにすることは、内部通報制度を真に有効に機能させるための根幹です。通報者の探索や不利益な取扱いは絶対に行ってはならず、違反者は厳正な懲戒処分の対象とし、通報者を保護することについて周知徹底することが重要です。

通報件数が増えている事業者の課題としては、窓口担当者等の業務負荷や通報処理期間の長期化への対応が挙げられます。内部通報制度の担当者は、通報者の心情や気持ちに寄り添いながらも、中立・公正な立場で、情報管理を徹底しながら慎重に対応する必要があり、心理的な負担も大きい上、通報件数の増加に伴い業務量も増加しています。必要な要員・リソースを投入するなどして、内部通報対応体制を拡充していくことが考えられます。

そして、内部通報制度の更なる高度化に向けた課題としては、通報者とのコミュニケーションの充実化が挙げられます。調査・是正措置が完了した後の対応結果のフィードバックに限らず、通報が届いたら速やかに受理の通知を行うことはもとより、調査を開始するに当たって調査の方針を説明したり、調査の経過の中間報告を行ったりするなどして、通報者の不安を取り除くことが考えられます。

各事業者においては、今後、拠点・部署別、通報内容の類型別に細分化して通報件数の分布を確認するなど通報の総合的分析を毎年継続し、前年の分析結果を受けて対応・改善等した内容を、更に次の分析に生かすことで、PDCA サイクルの好循環を回していくことが大事であると考えられます<sup>1</sup>。

### Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平、澤井 雅登

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2023 年 6 月 14 日】

#### 不正競争防止法の一部を改正する法律の公布

<https://kanpou.npb.go.jp/20230614/20230614g00125/20230614g001250011f.html>

外国公務員贈賄に対する罰則の強化や国際的な営業秘密事案における手続の明確化などの内容を含む改正不正競争防止法が公布されました。改正の詳細については、[本ニューズレター2023年3月31日号](#)「不正競争防止法改正案、閣議決定」をご参照ください。

【2023 年 6 月 14 日】

#### 公正取引委員会、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(改定案)」に対する意見募集を開始

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230614\\_publiccomment.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230614_publiccomment.html)

公正取引委員会は、2023 年 6 月 14 日、「電気通信事業分野における競争の促進に関する方針(改定案)」(以下「本改定案」といいます。)の意見募集を開始しました。

本改定案は、「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」<sup>2</sup>の結果を踏まえて作成されたものであり、主な改定内容は以下のとおりです。

<sup>1</sup> なお、本稿に関するより詳細な内容については、「旬刊経理情報」(中央経済社)2023 年 7 月 20 日号(No.1683)に掲載予定です。

<sup>2</sup> [公正取引委員会「\(令和 5 年 2 月 24 日\)携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査について」](#)

- 電気通信役務の提供に関連する分野において独占禁止法上問題となる行為の想定例として、「市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて自己の携帯電話サービスと端末設備をセットで提供する場合に、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること、又は当該端末設備の供給(販売)に要する費用を著しく下回る対価で当該端末設備を販売すること」を追加。
- 電気通信設備の製造・販売に関連する分野において独占禁止法上問題となる行為の想定例として、「取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売により得られる利益が販売に要する費用を下回ることになるにもかかわらず、営業担当者等を通じて端末設備の大幅な値引き販売の実施を指示するなどして、その実施を余儀なくさせること」を追加。
- 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為として、移動体電気通信事業者は、利用者の携帯電話サービスの適切な選択に資するよう、自ら又は端末設備の販売業者を通じて、端末設備の購入と携帯電話サービスの利用の継続とは無関係であること等を利用者に十分に説明することを追加。

【2023年6月14日】

**民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、公布**

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00336.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00336.html)

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、2023年6月6日に衆議院本会議で可決成立し、同月14日に公布されました。この法律の概要は、下記のとおりです。

- ① 民事訴訟以外の民事裁判手続(民事執行、民事保全、倒産、家事事件等)のデジタル化<sup>3</sup>
  - ✓ インターネットを利用した申立て等  
インターネットを利用して裁判所に申立てや資料の提出等ができる。裁判所からの送達もインターネットを利用して実施できる。
  - ✓ ウェブ会議等の活用  
民事執行や民事保全などの手続においても、口頭弁論や審尋の期日について、民事訴訟手続と同様にウェブ会議等を利用して参加できる。
  - ✓ 民事訴訟手続における事件記録の電子化  
事件記録は、原則として電子データで保管され、インターネットを通じて閲覧等ができる。
  - ✓ 判決の電子化対応(正本等の提出省略)  
強制執行の申立てにおいて、判決等の債務名義が裁判所の電子データで作成されている場合には、債権者は、債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供することで、記録事項証明書の提出を省略することができる。
- ② 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化
  - ✓ 公証人の面前での手続をウェブ会議を利用して行うことができる。
  - ✓ 公正証書の原本は、原則として、電子データで作成・保存されるなど。

この法律の施行日は、②については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内、①のうち、期日におけるウェブ会議等の活用や判決の電子化対応等については、改正民事訴訟法等の施行日(2022年5月25日から4年を超えない範囲内)、上記以外は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日とされています。

<sup>3</sup> 民事訴訟のデジタル化については、[本ニューズレター2022年6月30日号](#)(「民事訴訟法等の一部を改正する法律を公布」)及び[企業法務ニューズレター2022年4月5日号](#)(「2022年民事訴訟法等改正法案の内容の紹介」)をご参照ください。

【2023年6月20日】

**金融商品取引法の一部を改正する法律案の今国会での成立が見送り**

2023年6月20日付け日本経済新聞電子版

金融商品取引法の改正案(以下「本改正案」といいます。)の今国会での成立が見送られました。本改正案は、四半期報告書を廃止し、第1・第3四半期の開示を決算短信に一本化することなどを含むものです。本改正案の詳細については、[本ニューズレター2023年3月31日号](#)(「金融商品取引法等の一部を改正する法律案、閣議決定」)をご参照ください。

政府は、今秋の臨時国会における本改正案の成立を目指す見込みとのことです。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 